

入札参加資格者 各位

札幌市長 秋元 克広

**清掃・警備業務等における適正な価格での入札及び
労働者の適正な労働環境の確保について（お願い）**

日頃から市政の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、国土交通省が定める令和 3 年度の建築保全業務労務単価（北海道地区）を参考に、本市が発注する市有施設維持管理業務の積算に用いる労務単価を制定いたしましたので、下記に掲げる事項にご留意のうえ、適正な価格での入札及び当該業務に従事する労働者に対する経験、技能、責任等に応じた賃金の支払いなどの適正な労働環境の確保にご尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 適正な価格による入札について

本市が発注する建物の清掃・警備等の施設維持管理業務では、履行品質を確保し、過度な低価格の入札を防止するため、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を適用しております。

対象業務に係る積算は、上記労務単価及び国土交通省の積算基準に準拠し、直接人件費等の積み上げにより算定しておりますので、これらの基準等を十分にご確認のうえ、業務仕様書で求める必要な履行体制を確保した適正な価格にて入札していただきますようお願い申し上げます。

2 札幌市役所ホームページの確認について

札幌市役所ホームページ（入札・契約情報）では、上記の労務単価に関するお知らせのほか、各課の入札に係る告示・結果等を公表しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

○労務単価等の各種お知らせ（物品・役務契約に関するお知らせ）

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/oshirase/oshirase_b.html

○入札に係る告示、結果等（入札契約案件情報）

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/anken/index.html>

※ 令和 3 年度札幌市労務単価等は別紙のとおりです。

（裏面へ続く）

3 翌年度以降の依頼文について

例年、送付させていただいている本依頼文について、来年度から書面送付に代えて電子メールにて周知させていただく予定です。

札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている見積用メールアドレス宛てに電子メールを送信させていただく予定です。ので、更新手続き等が必要な場合は更新手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

担当：札幌市財政局管財部契約管理課

【メールアドレスの更新に関すること】

調整係

【入札・契約制度に関すること】

調査担当係

電話：011-211-2152

メールアドレス：keiyakukanri@city.sapporo.jp

令和3年度 市有施設維持管理業務に係る労務単価

令和3年度における札幌市が発注する市有施設維持管理業務の積算に用いる労務単価等は次のとおりです。

1 日額単価

保全技師・保全技術員等						清掃員			警備員			電話交換手
保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技術員	保全技術員補	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C	
20,300円	19,300円	20,700円	17,100円	16,400円	14,100円	13,100円	10,400円	9,400円	13,700円	11,800円	10,400円	11,300円

※1 上記単価（電話交換手を除く。）は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が公表した令和3年度建築保全業務労務単価（北海道地区）を使用。

※2 電話交換手の単価は、実態調査の結果を踏まえた本市独自算定による。

2 建築保全業務積算基準に定めのない項目の積算単価

湯呑洗浄（日常清掃）		標準歩掛り：清掃員C 0.0019人工／個
浴室・脱衣場（日常清掃）		標準歩掛り：清掃員B 0.0040人工／㎡
定期	ベネシャンブラインド	積算単価は、月間積算資料（出版：一般財団法人経済調査会）2020年12月号の掲載価格を使用。
	バーチカルブラインド	
	フロアカーペット	
清掃	窓ガラス	<p>積算単価は、月間積算資料（出版：一般財団法人経済調査会）2020年12月号の掲載価格を次の作業内容に応じて使用。</p> <p>【作業内容】</p> <p>①「窓ガラス清掃（両面）足場仮設を必要としない場合」を用いる作業内容 清掃作業にあたり、足場仮設を使用しない作業又は軽微な足場（脚立等）若しくは施設に常設されたゴンドラを使用する作業</p> <p>②「窓ガラス清掃（両面）足場仮設を必要とする場合」を用いる作業内容 上記①以外の足場仮設を用いる作業</p> <p>※①、②いずれの場合であっても、足場仮設に係る経費は別途見積による。</p>

3 建物の清掃、警備及びボイラー等設備運転・監視等業務における法定福利費算定率

清掃業務	警備業務（機械警備除く）	ボイラー等設備運転・監視等業務
5%	13%	15%

※ 上記3業種につき、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度が適用となる場合は、直接人件費に上表の算定率を乗じて法定福利費を算定。

委託料における積算価格の構成と構成費目の内容

